

両立支援等助成金（育児休業等支援コース・育休中等業務代替支援コース）のご案内

育児休業等支援コース：「育休復帰支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた**中小企業事業主**に支給します。

育休中等業務代替支援コース：育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務代替整備のため、育休取得者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した**中小企業事業主**に支給します。

育休取得前

育児休業等支援コース 【育休取得時】

【主な支給要件】

- ・プランにより支援する方針の周知
- ・育児休業前の面談、プラン作成
- ・業務の棚卸・引継ぎ

※ 1事業主2人まで
(無期・有期雇用1人ずつ)

支給額 30万円

育児休業中

育休中等業務代替支援コース

他に手当支給等
(短時間勤務)
もあります

① 新規雇用（育児休業）

(例) ※ 6か月以上新規雇用をした場合



助成金支給額：67.5万円

※「6か月以上」に該当するケース

② 手当支給等（育児休業）

(例) ※ 業務代替手当を2～4万円にした場合



助成金支給額：41万円

【内訳】

業務体制整備経費5万円
手当支給額36万円(手当月額8万円×3/4×6カ月)

職場復帰後

育児休業等支援コース 【職場復帰時】

【主な支給要件】

- ・職場の情報提供
- ・職場復帰前の面談
- ・原職等復帰
- ・育児休業等支援コース
- ・【育休取得時】を受給していること

※ 1事業主2人まで
(無期・有期雇用1人ずつ)

支給額 30万円

支給額

① 新規雇用（育児休業）

最短：7日以上14日未満 9万円

最長：6か月以上 67.5万円

【主な支給要件】

- ・育児休業を取得する労働者の代替要員を新規雇用または派遣受入で確保
- ・対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで雇用継続
- ・代替要員が育児休業中に**業務を代替**(業務を代替した期間に応じ支給額が変動)

【主な支給要件】

- ・代替業務の見直し・効率化の取組の実施
- ・業務を代替する労働者への**手当制度等を就業規則等に規定**
- ・対象労働者が**7日以上**の育児休業を取得し、復帰後も支給申請日まで継続雇用
- ・業務を代替する労働者への**手当等の支給**(支給した手当額に応じ支給額が変動)

支給額

② 手当支給等（育児休業）

ABの合計額（最大125万円）

A.業務体制整備経費：5万円

B.手当支給総額の3/4

※上限10万円/月、最大12か月まで